

川西市障がい者プラン 2023

～みんなとつながる 安心と共生のまち～

概要版

障害者の「害」の表記について

本市では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

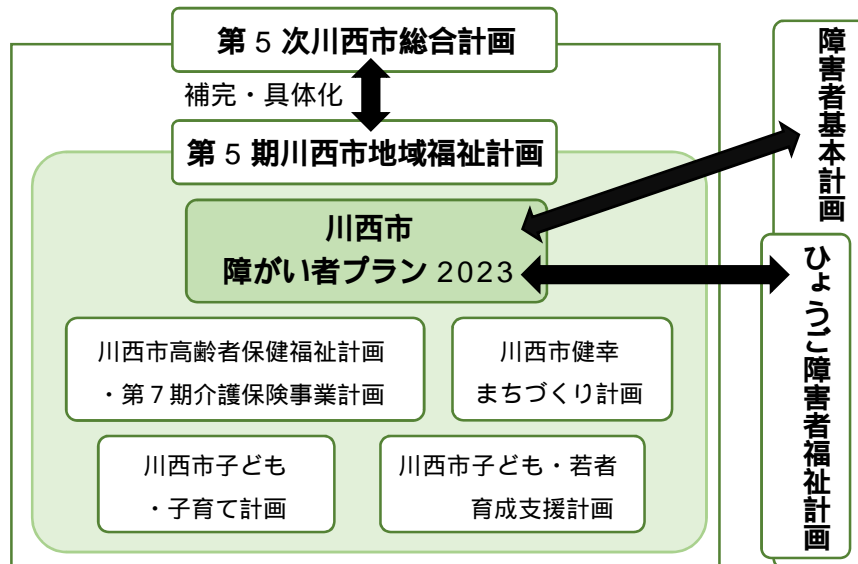
1. 計画の策定にあたって

本計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちづくりを継続的に推進していくため、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めた計画です。

(1) 計画の位置づけ

「川西市障がい者プラン 2023 (第7次川西市障がい者計画)」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。

また、本計画は、「第5次川西市総合計画」を補完、具体化する「第5期川西市地域福祉計画」の障がい者福祉に関する分野別計画に位置付けられるもので、今後、達成すべき障がい者施策の目標と具体的な方策を明らかにしています。



(2) 計画の期間

計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間としますが、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」に相当する部分は、平成30年度から平成32年度までの3年間で計画期間とします。

27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)
第6次障がい者福祉計画			川西市障がい者プラン2023 (第7次障がい者計画)					
第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
			第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

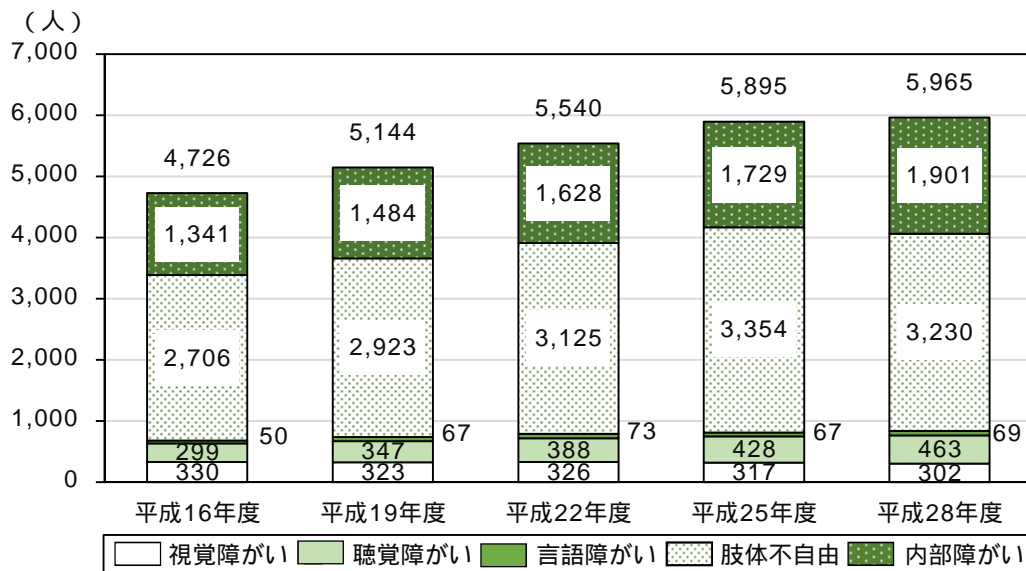
2. 障がい者を取り巻く現状

(1) 障がい者の現状

身体障がい者

平成28年度末現在で本市の身体障害者手帳所持者数は5,965人です。

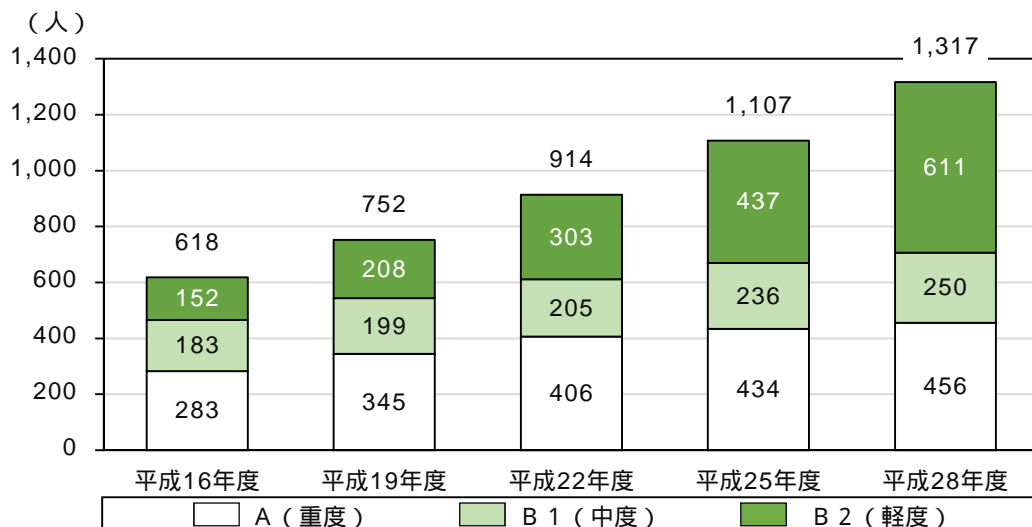
障がい種別では、視覚障がい5.4%、聴覚障がい7.8%、言語障がい1.2%、肢体不自由54.1%、内部障がい31.9%で、肢体不自由が最も多く5割以上を占めています。



知的障がい者

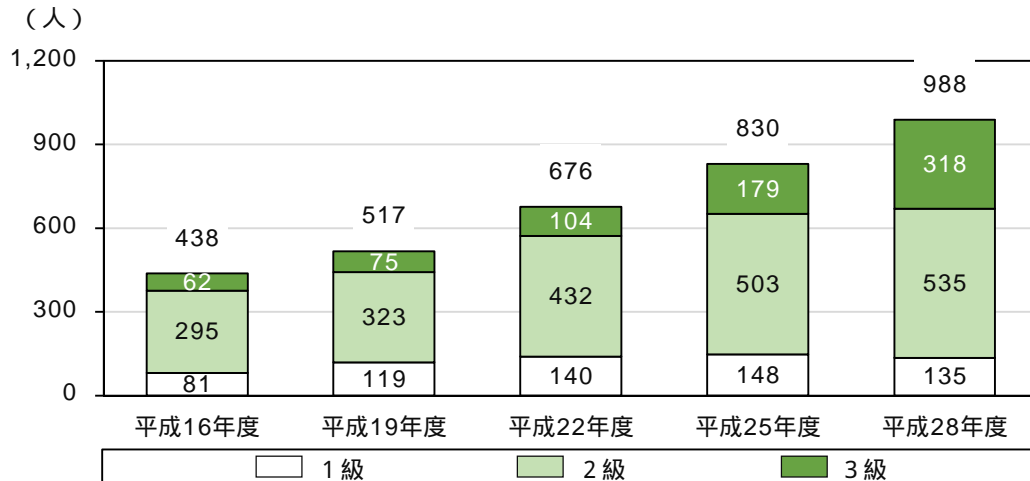
平成28年度末現在で本市の療育手帳所持者数は1,317人で、平成25年度末からの3年間で、約1.19倍に増加しています。障がい程度別の構成比は、重度(A判定)34.6%、中度(B1判定)19.0%、軽度(B2判定)46.4%となっており、近年は軽度者の割合が増加しています。

なお、兵庫県では、知的障がいを伴わない発達障がいと診断された人について、精神障害者保健福祉手帳のほか、療育手帳(B2判定)も交付の対象となっています(神戸市を除く)。



精神障がい者

平成28年度末現在で本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は988人で、平成25年度末からの3年間で、約1.19倍に増加しています。また、通院による精神医療を継続的必要とする人の自己負担額を軽減する自立支援医療（精神通院）制度の受給者数についても年々増加傾向にあり、同じく平成28年度末現在で2,252人となっています。



(2) 障がい者を取り巻く課題

共生のまちづくり

- ・日ごろから地域での交流を図り、支え合うことのできる環境をつくる必要がある。
- ・地域において障がい者と住民が互いに交流できる機会を持つ必要がある。
- ・障がいや障がい者に対して関心を持ち、理解を促していくために、地域や学校などで福祉に関する教育を進める必要がある。

生活環境

- ・障がい者が地域や社会に参加しやすい環境を整備するために、公共施設や交通機関のバリアフリー化をさらに進めていく必要がある。
- ・障がい者の社会参加のために、外出支援の充実や交通環境の整備など、外出しやすい環境の整備が必要である。
- ・災害など非常時に対応できるよう、防災意識の向上や避難行動要支援者の登録促進、地域での見守り体制の充実が必要である。

障がい者の雇用、就労

- ・障がい者の一般就労に対する意欲の向上が必要である。
- ・障がい者の雇用や就労を支援するサービスの充実が必要である。
- ・障がい者の受け入れ体制の整備や従業員の理解促進など、企業側での配慮が必要である。

社会参加の促進、権利擁護

- ・障がい者が市政などに対して意見表明できる場の提供が必要である。
- ・障がい者の権利を守り、自身で暮らし方を選択し行動できる環境の整備が必要である。

障害福祉サービス

- ・夜間や緊急時など、いつでも相談できる窓口の設置が求められている。
- ・障がい者が地域で暮らしていくための選択肢として、グループホームの整備が求められている。
- ・緊急時やレスパイトケア^()、親亡き後に向けた体験の場として、短期入所など一時的な預かりが可能なサービスの充実が求められている。

() 日常的に介護している家族などの心身疲労を防止するため、一時的に介護を代替し、ゆっくりと休息できるよう支援すること。

障がい児への支援

- ・医療的ケア児や重症心身障がい児を支援するための体制整備が必要である。
- ・将来の自立や社会参加を見据えた療育・教育が必要である。
- ・保護者の不安解消や負担軽減を目的とした取り組みが必要である。

3 . 計画の基本的な考え方

(1) 川西市の障がい者施策が目指す姿(基本理念)

本計画の基本理念の設定にあたっては、市民ワークショップを通じて、「将来の川西市はこうなっていてほしい」「将来に向けて自分はこんなことができる」といった「川西市の将来像」を検討していただきました。

ワークショップでは、「個人の意思の尊重」「相互理解の促進」「安心して暮らせる地域環境の構築」といった点を重視するご意見を多くいただいたことを踏まえ、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

みんなとつながる 安心と共生のまち

(2) 計画の基本目標

本計画では、上記の基本理念の実現を目指して、以下の4つの基本目標を柱に各施策の展開を図ります。

- 1 . とともに支え合うことのできる地域づくり
- 2 . 本人の意思を尊重した社会参加の促進
- 3 . 安心して暮らすためのサービスの充実
- 4 . 障がい児支援の充実

4 . 施策の展開

基本目標 1 ともに支え合うことのできる地域づくり

市民への啓発のほか、地域での交流や福祉コミュニティの形成、福祉活動に携わる人材の発掘や育成を通じて、障がいのある人もない人もともに支え合うことのできる関係づくりを進めていきます。また、すべての市民にとって暮らしやすい地域をつくるために、施設や交通機関などのバリアフリー化を進めていきます。

施策体系

1 . 共生のまちづくりの推進
(1) 啓発活動の推進
(2) 地域における障がい者と住民との交流促進
(3) 担い手の育成とネットワーク化
2 . 暮らしやすい生活環境の整備
(1) 福祉のまちづくりの推進
(2) 移動・交通対策の推進
(3) 緊急通報体制の整備

重点施策

地域における交流と支え合いの推進

障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々による相互の交流を通して、日常的に付き合うことのできる関係を築くことや、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保にも取り組んでいきます。

主な施策

「交流スペース」に対する運営支援

地域において、障がい者と地域のさまざまな人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助する。

障がい者自立支援協議会の運営

地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に関することなどを協議する場として、障がい者自立支援協議会を運営する。

「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及【新規】

高齢者、障がい者等一定の要件を満たす方が利用できる「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の啓発を進め、利用者の増加を目指す。

基本目標 2 本人の意思を尊重した社会参加の促進

障がい者が社会で自己実現を果たすために、就労支援や文化活動の促進を図るとともに、障がい者が不安を感じることなく地域で生活したり、社会活動へ参加したりできるよう、また、サービスの選択や社会参加について、自分の考えで意思決定ができるよう、情報提供や意思疎通支援の充実、権利擁護の推進を図ります。

施策体系

1．就労支援体制の充実
(1) 一般就労の促進
(2) 福祉的就労の推進
2．社会参加の促進
(1) 情報アクセス・コミュニケーションの支援
(2) 選挙権の行使に係る配慮
(3) スポーツ・芸術文化活動の促進
(4) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進
3．権利擁護の推進

重点施策

障がい者の就労支援の強化

就労に対する多様なニーズに応じるとともに、一般就労へのステップアップを図っていくため、段階に応じたサービス（就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援）を身近な地域で利用することができるよう、市内での提供体制確保に取り組んでいきます。

主な施策

就労定着支援事業の実施【新規】

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴い生じた日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言など必要な支援を行う。

障がい者に対する学びの支援【新規】

障がい者が生涯にわたり教育や文化など、さまざまな機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供、充実するよう努める。

まちづくりへの参画促進【新規】

身近なまちづくりに障がい者の視点を反映するため、地域のさまざまな活動への参画の機会を拡大するよう努める。

計画的な後見制度の利用促進【新規】

第5期地域福祉計画に基づき、成年後見制度の制度運用や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めていく。

基本目標3 安心して暮らすためのサービスの充実

障がい者の日常生活を支える生活支援サービスや保健・医療サービス、その他サービスの質や量を充実させるとともに、利用者目線の適切なサービス提供体制を整備し、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる支援体制の構築を進めます。

施策体系

1．相談支援体制と情報提供の仕組みの整備
(1) 相談・情報提供の拠点の充実
(2) 身近な地域での相談・情報提供体制の整備
2．生活支援施策の充実
(1) 障害福祉サービス等の充実
(2) 福祉用具の普及促進
(3) 経済的支援策の推進
(4) 居宅生活の支援
3．保健・医療サービスの充実
(1) 障がいの予防、早期発見及び機能訓練体制の充実
(2) 障がい者医療の充実
(3) 精神保健対策の推進

重点施策

地域移行・地域定着を進めるための体制整備

地域における相談支援の中核的な役割を担う施設として、総合的かつ専門的な相談支援や地域移行及び地域定着の促進といった業務を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討していきます。

また、地域での暮らしの場となるグループホームの量的拡大や重度障がい者への対応を図るため、施設整備に対する支援策について検討するとともに、地域での暮らしの安心感を担保するため、地域生活支援拠点での緊急時の受け入れ体制を確保していきます。

主な施策

自立生活援助事業の実施【新規】

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。

共生型サービス事業所の設置促進【新規】

介護保険サービスの利用者負担軽減【新規】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

基本目標4 障がい児支援の充実

障がいの有無に関わらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、保健や医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児が、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で受けることができるよう、地域における支援体制の構築を図ります。

施策体系

教育・療育環境の整備と交流教育の推進
(1) 療育体制等の充実
(2) 多様な教育機会の提供・交流教育の充実
(3) 教職員の資質向上・教育内容の充実

重点施策

医療的ケアが必要な障がい児に対する支援体制の構築

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健や医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、ケースの把握や情報共有を行うことにより、総合的な支援体制を構築していきます。

また、重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを利用できるよう、支援体制の整備を図ります。あわせて、児童発達支援センター「川西さくら園」について、地域の中核的な療育支援機関としての役割を踏まえ、新たなニーズに対応できるよう、そのあり方を検討していきます。

主な施策

教育と福祉の協議の場の設置【新規】

障がい児支援が適切に行われるために、障がい者自立支援協議会や特別支援教育相談連携会議を通じ、就学前から卒業までの支援が円滑に行えるよう、教育と福祉が緊密な連携を図る。

障がい児に関する総合相談窓口設置の検討【新規】

障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心的な役割を担い、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、障がい児に関する総合相談窓口の設置を検討する。

5 . 第 5 期障がい福祉計画

(1) 成果目標の設定

第 5 期障がい福祉計画では、国の基本指針を踏まえつつ、第 4 期障がい福祉計画の実績並びに本市の実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について成果目標を設定します。

施設入所者の地域生活への移行

障がい者福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数及び施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

地域生活移行者数

施設入所者の地域生活移行者数については、第 4 期障がい福祉計画の目標値である 14 人に対して、平成 28 年度末時点での実績値は 2 人となっています。第 5 期障がい福祉計画では、国の指針に基づいて算出される人数（10 人）に前期計画の未達成分を一部加味し、目標値を 15 人として設定します。

施設入所者の削減数

施設入所者数の削減については、第 4 期障がい福祉計画の目標値である 5 人に対して、平成 28 年度末時点での実績値は 10 人となっており、目標値を達成しています。したがって、第 5 期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される 3 人として設定します。

	説 明	数 値
基準値	平成 28 年度末施設入所者数	103 人
目標値	施設入所者の地域生活移行者数 (平成 28 年度末施設入所者数の 9% 以上)	15 人
目標値	施設入所者の削減数 (平成 28 年度末施設入所者数の 2% 以上)	3 人

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者の努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障

がいにも対応した地域の包括的な支援やサービスの提供体制（地域包括ケアシステム）構築に向け、平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

	説明	数値
目標値	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置

地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えつつ、障がい者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性や対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保、養成、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりといった機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）を整備する必要があります。

地域生活支援拠点等の整備については、第4期障がい福祉計画期間中から整備を進めており、平成29年度末までに整備が完了する予定です。

	説明	数値
目標値	平成32年度末における地域生活支援拠点の整備箇所数	1か所

福祉施設から一般就労への移行等

障がい者福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する人数に関する目標値を定めるとともに、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に関する目標値を定めます。

また、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、就労に伴う環境変化による生活面の課題（生活リズムや家計、体調管理）への支援ニーズに対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定期間行うサービスとして新たに創設される、就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率に関する目標値を定めます。

一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数については、第4期障がい福祉計画の目標値である14人に対して、平成28年度末時点での実績値は15人となっており、目標値を達成しています。したがって、第5期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される23人として設定します。

	説明	数値
基準値	平成28年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	15人
目標値	平成32年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数 (平成28年度実績の1.5倍以上)	23人

就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、第4期障がい福祉計画の目標値である15人に対して、平成28年度末時点での実績値は20人となっており、目標値を達成しています。したがって、第5期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される24人として設定します。

	説明	数値
基準値	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数	20人
目標値	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数(平成28年度実績の2割以上増加)	24人

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数

現在、本市に就労移行支援事業所はありませんが、平成31年度に就労移行支援事業所が1か所開設され、32年度に就労移行率が3割以上となると見込み、目標値は1か所と設定します。

	説明	数値
基準値	平成32年度末時点で就労移行支援を行う事業所数見込み	1か所
目標値	平成32年度末時点で就労移行率が3割以上の事業所数(全体の5割以上)	1か所

就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率については、国の指針に基づき80%として設定します。

	説明	数値
目標値	就労定着支援利用者の支援開始1年後の職場定着率(各年度)	80%

(2) 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

障がい者が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、計画期間の各年度における障害福祉サービス、相談支援又は地域生活支援事業の種類ごとの見込量及びその見込量を確保するための方策を定めます。

障害福祉サービス・相談支援の実績及び見込量（1か月あたり）

区分	単位	実績			見込量		
		H27	H28	H29見込	H30	H31	H32
居宅介護	時間	1,607	1,615	1,650	1,662	1,685	1,709
	人	108	107	109	112	115	118
重度訪問介護	時間	1,260	1,282	1,022	1,158	1,151	1,145
	人	10	10	9	9	9	9
同行援護	時間	512	489	503	532	553	573
	人	21	22	26	27	29	31
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
生活介護	人日	5,030	5,045	5,095	5,146	5,197	5,249
	人	277	283	285	288	291	294
自立訓練 (機能訓練)	人日	5	11	7	16	16	16
	人	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日	120	176	206	215	235	256
	人	7	10	10	11	12	13
就労移行支援	人日	235	276	399	449	521	593
	人	15	18	23	27	31	35
就労継続支援 (A型)	人日	436	538	920	1,126	1,311	1,496
	人	23	28	46	55	65	74
就労継続支援 (B型)	人日	3,640	3,970	4,097	4,363	4,632	4,919
	人	210	232	235	254	271	289
就労定着支援	人	-	-	-	5	5	6
療養介護	人	14	16	16	16	17	17
短期入所 (福祉型)	人日	490	636	739	841	947	1,053
	人	86	127	151	178	206	233

区分	単位	実績			見込量		
		H27	H28	H29見込	H30	H31	H32
短期入所 (医療型)	人日	25	8	6	6	6	6
	人	6	4	2	2	2	2
自立生活援助	人	-	-	-	1	1	1
共同生活援助	人	75	80	85	91	97	102
施設入所支援	人	106	103	102	102	101	100
計画相談支援	人	117	138	150	154	161	167
地域移行支援	人	0	0	0	1	2	4
地域定着支援	人	0	0	0	0	1	1

見込量確保の方策

- ・障がい者数の増加や介護者の高齢化などにより、必要なサービス量の増加が予想されることから、介護保険サービス提供事業者に対し、障害福祉サービスへの参入を働きかけるほか、市外に所在する事業所を活用し、サービス提供体制の拡大を図ります。
- ・就労系サービスの利用希望は多く、必要な見込量の確保に向け、利用者のニーズの変化を踏まえた市内社会福祉施設の再配置も含め、検討を進めていきます。
- ・グループホームの利用希望は多いことから、引き続き、新規開設時に必要となる住居の借り上げに要する初期経費や初度備品に対する補助を実施するほか、消防用設備や防犯設備等の設置に対する支援策を検討するなど、グループホームの供給拡大に努めます。
- ・施設入所支援は、成果目標達成に向け利用者数を減少と見込んでいますが、グループホームを利用することが困難な障がい者の暮らしの場として重要な役割を持つことから、真に施設入所が必要な障がい者が安心して利用できるよう、関係機関と連携しつつ、一定定員の確保に努めます。
- ・地域における相談支援の中核的な役割を担うとともに、地域移行支援及び地域定着支援をあわせて実施する基幹相談支援センターの設置を検討します。

地域生活支援事業の実績及び見込量（1か月あたり）

区分	単位	実績			見込量		
		H27	H28	H29見込	H30	H31	H32
自発的活動支援事業 (交流スペースの設置箇所数)	か所	1	2	2	2	2	3
相談支援事業 (実施箇所数)	か所	2	3	3	3	4	4

区分	単位	実績			見込量		
		H27	H28	H29見込	H30	H31	H32
成年後見制度 利用支援事業	人/年	2	3	4	5	6	7
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約 筆記者の派遣回数	回/年	1,032	981	1,093	1,137	1,182	1,229
手話通訳者の 庁舎内配置人数	人	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練 支援用具	件/年	3	7	5	5	5	5
自立生活 支援用具	件/年	18	17	18	18	18	18
在宅療養等 支援用具	件/年	23	22	23	23	23	23
情報・意思疎通 支援用具	件/年	17	18	18	18	18	18
排泄管理 支援用具	件/年	2,674	2,848	2,907	3,021	3,128	3,240
居宅生活動作 補助用具	件/年	3	2	2	2	2	2
手話奉仕員 養成研修事業 (修了者中、派遣登録する人数)	人/年	0	0	0	1	1	1
移動支援事業							
実利用人数	人/年	250	257	258	260	263	266
延べ利用時間数	時間/年	33,819	36,811	36,872	37,424	37,984	38,552
地域活動支援 センター事業	人/年	118	104	86	86	86	86
訪問入浴 サービス事業	回/年	44	66	99	108	108	108
日中一時支援事業							
実利用人数	人/年	227	237	241	245	249	253
延べ利用日数	日/年	3,400	3,343	3,592	3,707	3,825	3,947

6 . 第 1 期障がい児福祉計画

(1) 成果目標の設定

第 1 期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療ニーズへの対応について成果目標を設定します。

障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え保育所等訪問支援などの地域支援を行う障がい児支援の中核的な施設であり、本市ではすでに 1 か所を設置済みです。

	説 明	数 値
目標値	平成 3 2 年度末における児童発達支援センターの設置箇所数	1 か所

保育所等訪問支援の利用体制整備

保育所等訪問支援は、現在、市内 3 か所の事業所が実施しています。教育委員会や児童福祉部門と一層連携し、今後も事業が円滑に実施されるよう努めていきます。

	説 明	数 値
目標値	保育所等訪問支援事業の実施	事業実施

医療的ニーズへの対応

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在市内に対応する事業所がなく、平成 3 2 年度末までに市内で各 1 か所整備することを目標とします。

	説 明	数 値
目標値	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の数	各 1 か所

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

N I C U 等に長期間入院したのち人工呼吸器を使用し、たん吸引等の医療的なケアが必要な障がい児(重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む)が、地域で適切な支援を受けられるよう、平成 3 0 年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標とします。

	説 明	数 値
目標値	関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置

(2) 障害児通所支援等の見込量及び確保の方策

障がい児が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、計画期間の各年度における障害児通所支援又は障害児相談支援等の種類ごとの見込量及びその確保の方策を定めます。

障害児通所支援・障害児相談支援等の実績及び見込量（1か月あたり）

区分	単位	実績			見込量		
		H27	H28	H29見込	H30	H31	H32
児童発達支援	人日	1,554	1,713	1,727	1,742	1,783	1,816
	人	247	288	289	291	298	304
医療型 児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日	1,764	2,197	2,711	3,148	3,613	4,078
	人	294	386	471	557	643	730
保育所等 訪問支援	人日	6	9	15	21	25	28
	人	6	8	14	20	23	27
居宅訪問型 児童発達支援	人	-	-	-	0	1	1
障害児相談支援	人	78	123	149	154	163	171
医療的ケア児支援の コーディネーター配置	人	-	-	-	0	0	1

見込量確保の方策

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、見込量と供給量との調和を図るよう努めていきます。また、肢体不自由児、重症心身障がい児、医療的ケアを必要とする障がい児など、重度の障がい児に対する支援体制について、平成30年度末までに設置する協議の場で見込量確保の方策を検討していきます。

7. 計画の推進体制

(1) 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、障がいのある人をはじめ、市民、障がい者団体や障害福祉サービス等事業者、企業等、そして市を、障がい者施策を推進していく主体として位置づけます。それぞれが自らの役割を果たしながらお互いに連携し、一体となって障がい者福祉の向上に取り組んでいくことが重要です。

(2) 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況及び成果目標の達成状況などについて点検及び評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

	内 容
計画 (Plan)	障がい者計画の策定 各種調査等を通じて市の課題を把握し、必要と思われる施策を設定するとともに、成果目標やサービス見込量を定めます。
実行 (Do)	計画の実行 策定した計画に基づいて施策を進めていきます。
評価 (Check)	検証シートによる施策の評価 検証シートにより、各年度の実施状況や成果のほか、施策の実施における課題や今後の方向性などを把握します。この評価は毎年度実施します。
	第7次計画全体の中間評価 次期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に合わせて、第7次計画全体の中間評価を行います。成果目標の達成状況やサービス提供実績の計画値との比較、障がい者計画における施策の実施状況や今後の課題を把握します。
	障害者施策推進協議会での評価報告並びに内容の検討 評価結果については、障害者施策推進協議会で報告し、検討や分析を行います。
改善 (Act)	検証結果に基づいた施策内容の修正 検証シートを通じて把握した課題等を踏まえ、対応方法の検討や新規事業の立案を行います。
	中間評価に基づく第7次計画の見直し 中間評価の結果を踏まえ、必要な場合は計画の見直しの検討などを行います。

川西市障がい者プラン2023（概要版）

平成30年3月策定（平成30年5月発行）

編集・発行 / 川西市 福祉部 障害福祉課

兵庫県川西市中央町12番1号（〒666-8501）

電話：（072）740-1178

FAX：（072）740-1311

E-mail：kawa0149@city.kawanishi.lg.jp



川西市
Kawanishi City

この冊子は市役所内で印刷しています。